

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充や賃上げ・生産性向上を後押しする税制の改正が行われ、個人所得税については、給与所得控除と基礎控除の見直し等が行われます。

※「税制改正の大綱」に併せて、平成31年以降について、「平成」で表記しています。

企業 関係Ⅰ

次世代経営者への 引き継ぎを支援

相続税・贈与税 特例事業承継税制の創設

事業承継の際の相続税・贈与税の納税を猶予・免除する「事業承継税制」について、10年間の特例措置として、適用要件の緩和をはじめ大幅な拡充が行われます。具体的には、今後、5年以内に「特例承継計画」(仮称)を提出し、10年以内に贈与・相続による事業承継を対象として、(1)対象株式数上限等の撤廃、(2)雇用要件を実質的に撤廃、(3)対象者の拡大、(4)新たな減免制度など、これまで利用の妨げとなっていた要件が大幅に緩和され、使いやすい制度として新たに創設されます。

適用 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与等が対象

※平成35年3月31日までに特例承継計画の認定が必要です。

○「特例承継計画」とは

認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成したものであって、その承継会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたもの

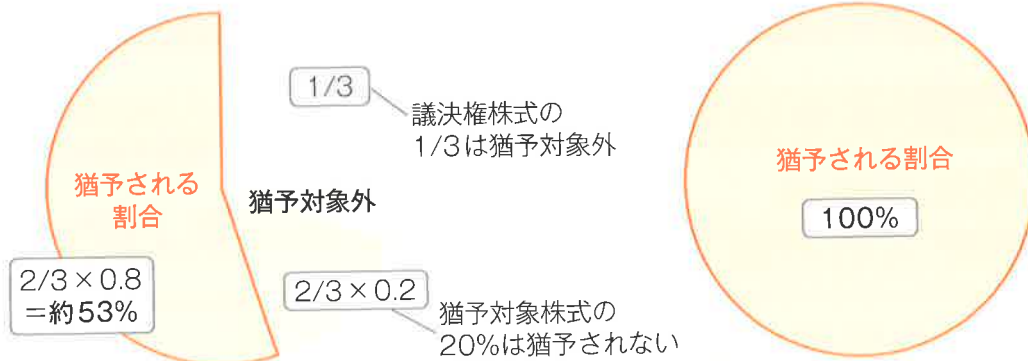
1 猶予対象株式数の上限の撤廃・猶予割合を100%に拡大

現 行

- 先代経営者から贈与又は相続された非上場株式等のうち、議決権株式総数の $\frac{2}{3}$ までの株式が猶予対象

特 例

- 対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大
承継時の相続税・贈与税の負担をゼロに!



現行 相続税の場合、猶予割合は80%のため、猶予対象は約53% ($\frac{2}{3} \times 80\%$)、残り47%は納税が必要

特例 全株式の贈与税・相続税の全額を猶予

(中小企業庁「平成30年度 中小企業・小規模事業者関係 税制改正について」をもとに作成)